

条 例

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年四月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十一号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和二年埼玉県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「自動車分解整備事業者が分解整備」を「自動車特定整備事業者が特定整備」に、「分解整備を」を「特定整備を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。